

# 安全データシート

整理番号【768-5】

制定日 2019/11/12

改訂日 2025/05/28

## 1. 化学品及び会社情報

### 化学品

化学品の名称 便座きれいくんVラベンダー

### 供給者情報

会社 サラヤ株式会社

住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8

担当部門 営業本部

電話番号 06-6797-2525

緊急時連絡番号 06-6705-1013

### 推奨用途及び使用上の制限:

推奨用途: 便座の清浄・洗浄・除菌用。業務用便座除菌クリーナー。

使用上の制限: 推奨用途以外の用途に使用しない。

## 2. 危険有害性の要約

### 化学品のGHS分類:

#### 物理化学的危険性:

引火性液体: 区分3

#### 健康有害性:

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性: 区分2

生殖毒性: 区分1A

特定標的臓器毒性(単回ばく露): 区分3(気道刺激性)

区分3(麻醉作用)

特定標的臓器毒性(反復ばく露): 区分1(肝臓)

区分2(中枢神経系)

### GHSのラベル要素

#### 絵表示又はシンボル:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

引火性液体および蒸気／強い眼刺激／呼吸器への刺激のおそれ／  
眠気またはめまいのおそれ／生殖能または胎児への悪影響のおそれ／  
長期にわたる、または反復ばく露による肝臓の障害／  
長期にわたる、または反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

**注意書き:**

**【安全対策】**

使用前に取扱説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。  
容器を密閉しておくこと。  
容器を接地しアースを取ること。  
防爆型の機器を使用すること。  
火花を発生させない工具を使用すること。  
静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後は手をよく洗うこと。  
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。  
屋外または換気のよい場所でのみ使用すること。  
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

**【応急措置】**

皮ふ(または髪)に付着した場合:

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮ふを流水で洗うこと。

吸入した場合:

空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合:

水で数分間注意深く洗うこと。

次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合:医師の診断、手当を受けること。

ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断、手当を受けること。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診断、手当を受けること。

火災の場合:消火するために、5. 火災時の措置を参考のこと。

**【保管】**

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。

涼しいところに置くこと。施錠して保管すること。

**【廃棄】**

内容物、容器を自治体のルールに従い廃棄すること。

**GHS分類に該当しない他の危険有害性:**

可燃性液体

### 3.組成及び成分情報

单一製品・混合物の区別:混合物

成分:

エタノール(50w/w%)、溶剤、除菌剤、pH調整剤、香料

化学名または一般名:

エタノール(CAS番号64-17-5)50.0w/w%含有

n-プロピルアルコール(CAS番号71-23-8)1.0w/w%含有

---

### 4.応急処置

吸入した場合:

直ちに患者を空気の新鮮な場所に移し、安静にする。

ひどい場合は直ちに医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合:

水で十分に洗い流す。

眼に入った場合:

すぐに大量の水またはぬるま湯で洗い流す。

コンタクトレンズを着用していて、容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。

症状が重い場合には眼科医の手当てを受ける。

飲み込んだ場合:

水を飲ませて、医師の手当てを受ける。

---

### 5.火災時の措置

適切な消火剤:

水、粉末、炭酸ガス、泡(耐アルコール泡)

使ってはならない消火剤:

棒状放水

火災時の特定の危険有害性:

少量の水での消火は、火災を拡大させる恐れがある。

特有の消火方法:

初期消火の場合、大量の水を噴霧、又は上記の消火剤による消火を行う。

大規模火災発生時は、大量の水を噴霧または泡消火剤等による空気遮断にて消火を行う。

消防活動を行う者の特別な保護具及び予防措置:

防炎耐熱性保護具、マスク等

---

### 6.漏出時の措置

#### **人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:**

保護眼鏡、ゴム手袋等を着用し、接触および吸入を避けること。

#### **環境に対する注意事項:**

原液の環境への放出は避けること。

#### **封じ込め及び浄化の方法及び機材:**

少量の場合は、こぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す。

大量の場合は、漏出液を密閉式の空容器にできるだけ回収し、

回収できなかった場所へは大量の水で洗い流す。

#### **二次災害の防止策:**

浸透性及び揮発性があるので、付近の着火源となるものは速やかに取り除く。

---

### **7.取り扱い及び保管上の注意**

#### **取り扱い:**

##### **技術的対策:**

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

##### **安全取扱注意事項:**

取り扱う場合、換気を十分に行う。

火気に近づけない。

移し替える場合、専用の容器にその品名と、注意事項を明記する。

キャップを開けるとき液が飛び出す恐れがある。

また、容器を移動するときはキャップをしっかりと閉める。

緩んでいると、液が跳ねて目や皮ふにつく恐れがある。

用途以外に使用しない。

飲んだり、人体に直接使用しない。

##### **接触回避:**

『10. 安定性及び反応性』を参照。

#### **保管**

##### **安全な保管条件:**

直射日光の当たらない、温度の低いところに密栓し保管する。

小児や認知症の方の手の届くところに置かない。

倒れたり、こぼれたりすることのないような場所に保管する。

##### **安全な容器包装材料:**

専用のプラスチック容器を使用する。

---

### **8.ばく露防止措置及び保護措置**

**許容濃度等:**設定されていない

**設備対策:**取扱いについては、火気のない換気のよい場所で行う。

**保護具:**状況に応じて、保護マスク、保護メガネおよび保護手袋を着用する。

---

## 9.物理的及び化学的性質

物理状態:液体  
色:無色透明  
臭い:芳香臭  
沸点又は初留点及び沸騰範囲:情報なし  
可燃性:情報なし  
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界:情報なし  
引火点:23. 3°C (タグ密閉式)  
自然発火点:情報なし  
分解温度:情報なし  
pH:7. 0~8. 0  
動粘性率:情報なし  
蒸気圧:情報なし  
密度及び/又は相対密度:0. 915~0. 921  
相対ガス密度:情報なし  
粒子特性:情報なし

---

## 10.安定性及び反応性

反応性:常温においては安定である。  
化学的安定性:常温においては安定である。  
危険有害性反応可能性:情報なし  
避けるべき条件:火気その他発火源への接触、衝撃、高温を避けること。  
混触危険物質:情報なし  
危険有害な分解生成物:情報なし

---

## 11.有害性情報

急性毒性:分類できない  
皮膚腐食性/刺激性:分類できない  
眼に対する重篤な損傷/刺激性:区分2(強い眼刺激)  
呼吸器感作性又は皮膚感作性:分類できない  
生殖細胞変異原性:分類できない  
発がん性:分類できない  
生殖毒性:区分1A(生殖能または胎児への悪影響のおそれ)  
特定標的臓器毒性(単回ばく露):  
区分3(呼吸器への刺激のおそれ、眠気またはめまいのおそれ)

**特定標的臓器毒性(反復ばく露):**

区分1(肝臓の障害)

区分2(中枢神経系の障害のおそれ)

**誤えん有害性:**分類できない

---

## 12.環境影響情報

**生態毒性:**情報なし

**残留性・分解性:**情報なし

**生態蓄積性:**情報なし

**土壤中の移動性:**情報なし

**オゾン層への有害性:**情報なし

ノニルフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌搅乱物質  
(いわゆる環境ホルモン)と位置付けた 指定物質は一切配合していない。

---

## 13.廃棄上の注意

化学品、汚染容器および包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、またはリサイクルに関する情報

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

**残余廃棄物:**廃棄物処理業者に処理を依頼する。

**使用済容器:**容器を水洗いしてから自治体のルールに従い処理する。

---

## 14.輸送上の注意

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

**国際規制**

**国連分類:**引火性液体(クラス3、容器等級III)

**国連番号:**1170

運搬する場合には、飛散、漏洩、流出、又は浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

---

## 15.適用法令

**労働安全衛生法(安衛法):**

名称等を表示すべき危険物及び有害物 法第57条、施行令第18条

名称等を通知すべき危険物及び有害物 法第57条の2、施行令第18条の2

・エタノール 50.0%  
・プロピルアルコール 1.0%  
皮膚等障害化学物質等 規則第594条の2  
・n-プロピルアルコール 1.0%  
**化学物質管理促進法(PRTR法)**:該当なし  
**航空法**:施行規則第194条 3 引火性液体  
**毒物及び劇物取締法**:該当なし  
**消防法**:該当なし  
**医薬品医療機器等法**:該当なし  
**食品衛生法**:該当なし

---

## 16. その他の情報

### 参考文献

NITE-Gmiccs GHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム

- ・本SDSはJIS Z 7253:2019に準拠しています。
  - ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
  - ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
  - ・注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
  - ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
-